

# 植草学園短期大学 研究紀要投稿規定

2008年1月改訂

## 1. 紀要の目的

植草学園短期大学紀要は、本学教員の研究及び研究成果の発表の場とする。

## 2. 投稿資格

紀要に投稿することができる者は、本学の教職員、専任教員の指導若しくは協力による共同研究者、または、紀要委員会が適当と認めた者とする。

## 3. 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は、他に未発表のものに限る。
- (2) 投稿原稿の内容は、倫理的配慮が十分になされたものであること。
- (3) 投稿できる論文の数は、1回の発行につき、原則として1人1編とする。ただし、紀要委員会がその掲載の必要性を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 原稿の採否は紀要委員会で行う。

## 4. 著作権

本学紀要に掲載された投稿原稿の著作権はそれぞれの執筆者に属するが、各執筆者は、本学紀要の電子化・公開に必要な限度でその権利が植草学園短期大学によって行使されることを承認するものとする。

## 5. 投稿原稿の形式

投稿原稿の形式は、原則として次の通りとする。

- (1) 原稿の長さは400字詰原稿用紙で図表を含め原則として、論文40枚、研究ノート・資料20枚、書評・その他は10枚とする。ワープロを使用する場合は、B5版に44字×33行をタイプすること。また、原稿のすべての内容が保存されたフロッピーディスク（3.5インチ）を提出すること。
  - (2) 引用・参考文献については、文末に出典を明記すること。
  - (3) 図表・写真は必要最小限度にとどめること。
  - (4) 欧文タイトル、和文抄録（400字以内）、キーワード（5語以内）を記載すること。
  - (5) 初校・再校は執筆者の責任において行う。
  - (6) 執筆者については冊子10部、30部を進呈するものとし、それらを超えるものについては執筆者に配当された研究費（専任の場合）等により負担するものとする。
6. この規定に定めるもののほか、紀要の発行について必要な事項は、委員長が紀要委員会に諮って定めることとする。